

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農地耕作条件改善事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成27年 4 月 9 日付け26農振第2069号 最終改正 <u>令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第3028号</u> <u>令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第3872号</u></p> <p>第 1 目的及び趣旨</p> <p>我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。</p> <p>このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病害虫対策等を推進することが重要である。</p> <p>このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の推進を図る場合には、実質化された人・農地プランも活用し、計画策定から営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業の両面から支援する。さらに、病害虫のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。<u>こうした対策等</u>によって農業競争力の強化を図ることとする。</p> <p>第 2 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 ハード事業 以下の内容のものをいう</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表の区分の欄の 2 の事業種類の (1) から (8) まで、(9) のア及び <u>(10) から (12) まで</u>に掲げるもの</p>	<p style="text-align: center;">農地耕作条件改善事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成27年 4 月 9 日付け26農振第2069号 最終改正 <u>令和 3 年12月20日付け 3 農振第2035号</u> <u>令和 3 年12月20日付け 3 農産第2198号</u></p> <p>第 1 目的及び趣旨</p> <p>我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。</p> <p>このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病害虫対策等を推進することが重要である。</p> <p>このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の推進を図る場合には、実質化された人・農地プランも活用し、計画策定から営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業の両面から支援する。さらに、病害虫のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。<u>これら</u>によって農業競争力の強化を図ることとする。</p> <p>第 2 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 ハード事業 以下の内容のものをいう</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表の区分の欄の 2 の事業種類の (1) から (8) まで、(9) のア及び <u>(10)</u> に掲げるもの</p>

- 2 ソフト事業 以下の内容のものをいう
(1) (略)
(2) 別表の区分の欄の2の事業種類の(9)のイ及びウ並びに (13) から (18) までに掲げるもの
3・4 (略)

第3 事業の内容

(略)

1 地域内農地集積型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の (1) から (8) まで及び (12) に掲げるものを実施するもの
(2) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の (13)、(14) 及び (18) に掲げるものを実施するもの

2 高収益作物転換型

(略)

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の (1) から (8) まで及び (12) に掲げるものを実施するもの
(2) 定額助成の事業種類の欄の(10)及び(11)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の (13) から (15) まで及び (18) に掲げるもの

3 未来型産地形成推進条件整備型

次の(1)から(3)までのいずれかを実施するものとする。

(1) 新産地育成型

まとまった面積で省力樹形(未収益期間の短縮が期待できるものであり、かつ、慣行栽培と比較して10アール当たり労働時間を10パーセント以上縮減できること又は10アール当たり収量を10パーセント以上増加できることが試験結果又は事例で確認できる樹形をいう。以下同じ。)又は整列樹形(果樹にあつては、園地内の作業道を確保し、慣行樹形の樹体を当該作業道に沿って整列して植栽する樹形をいう。茶にあつては、作業効率の向上を図るため、畝方向を統一して植栽する樹形をいう。以下同じ。)のいずれか及び機械作業体系を導入して水

- 2 ソフト事業 以下の内容のものをいう
(1) (略)
(2) 別表の区分の欄の2の事業種類の(9)のイ及びウ並びに (11) から (17) までに掲げるもの
3・4 (略)

第3 事業の内容

(略)

1 地域内農地集積型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の (1) から (8) までに掲げるものを実施するもの
(2) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の (11) から (13) まで及び (17) に掲げるものを実施するもの

2 高収益作物転換型

(略)

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の (1) から (8) までに掲げるものを実施するもの
(2) 定額助成の事業種類の欄の(10)及び(11)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の (11) から (14) まで及び (17) に掲げるもの

3 未来型産地形成推進条件整備型

次の(1)から(3)までのいずれかを実施するものとする。

(1) 新産地育成型

まとまった面積で省力樹形(未収益期間の短縮が期待できるものであり、かつ、慣行栽培と比較して10アール当たり労働時間を10パーセント以上縮減できること又は10アール当たり収量を10パーセント以上増加できることが試験結果又は事例で確認できる樹形をいう。以下同じ。)又は整列樹形(果樹にあつては、園地内の作業道を確保し、慣行樹形の樹体を当該作業道に沿って整列して植栽する樹形をいう。茶にあつては、作業効率の向上を図るため、畝方向を統一して植栽する樹形をいう。以下同じ。)のいずれか及び機械作業体系を導入して水

田等における果樹又は茶の新植を行い、併せて早期成園化や経営の発展等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(12)、(13)、(14)のア及びウ並びに定率助成の事業種類の欄の(10)及び(16)に掲げるものを実施するもの

(2) 既存産地改良型

まとまった面積で省力樹形又は整列樹形のいずれか及び機械作業体系を導入して既存の果樹園又は茶園の改植を行い、併せて早期成園化や経営の継続等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(12)から(14)まで及び定率助成の事業種類の欄の(10)及び(16)に掲げるものを実施するもの

(3) 園芸作物導入型

水田地帯において米、麦、大豆、そば又はなたねから作付転換し、野菜又は花きを対象品目とした先進的な営農技術を導入する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(15)及び定率助成の事業種類の欄の(17)に掲げる内容のものを実施するもの

4 スマート農業導入推進型

国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)、(3)又は(4)の内容のものとする。ただし、(4)を実施する場合は、(3)と密接に関連して併せて実施するものとする。

(1) (略)

(2) 定率助成の事業種類の欄の(9)のイ及びウ並びに(18)に掲げる内容のものを実施するもの

(3) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げるもの(定率助成の事業種類の欄の(3)にあっては、事業内容の欄の「客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良」を実施するもの。)を実施するもの

(4) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)及び(14)に掲げるものを実施するもの

5 病害虫対策型

地域特産物等の病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)又は(3)の内容のものとする。ただし、(3)を実施する場合は、(2)と密接に関連して併せて実施す

田等における果樹又は茶の新植を行い、併せて早期成園化や経営の発展等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(12)、(13)、(14)のア及びウ並びに定率助成の事業種類の欄の(10)及び(15)に掲げるものを実施するもの

(2) 既存産地改良型

まとまった面積で省力樹形又は整列樹形のいずれか及び機械作業体系を導入して既存の果樹園又は茶園の改植を行い、併せて早期成園化や経営の継続等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(12)から(14)まで及び定率助成の事業種類の欄の(10)及び(15)に掲げるものを実施するもの

(3) 園芸作物導入型

水田地帯において米、麦、大豆、そば又はなたねから作付転換し、野菜又は花きを対象品目とした先進的な営農技術を導入する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(15)及び定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げる内容のものを実施するもの

4 スマート農業導入推進型

国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)、(3)又は(4)の内容のものとする。ただし、(4)を実施する場合は、(3)と密接に関連して併せて実施するものとする。

(1) (略)

(2) 定率助成の事業種類の欄の(9)のイ及びウ並びに(17)に掲げる内容のものを実施するもの

(3) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの(定率助成の事業種類の欄の(3)にあっては、事業内容の欄の「客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良」を実施するもの。)を実施するもの

(4) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(11)から(13)までに掲げるものを実施するもの

5 病害虫対策型

地域特産物等の病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業であって、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)又は(3)の内容のものとする。ただし、(3)を実施する場合は、(2)と密接に関連して併せて実施

るものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(5)、(6)、(8)の「ア」から「エ」まで及び(9)の「イ」並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(3)まで及び(18)に掲げる内容のものを実施するもの
- (2) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(4)まで、(7)、(8)の「オ」及び「カ」並びに(9)の「ア」及び「ウ」から「カ」まで並びに定率助成の事業種類の欄の(4)から(8)まで及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの
- (3) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)及び(14)に掲げる内容のものを実施するもの

6 水田貯留機能向上型

水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)の「オ」及び「カ」並びに(9)並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの
- (2) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(18)までに掲げる内容のものを実施するもの

7 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けたゾーニング、用地整備等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)の「オ」及び「カ」並びに(9)並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで、(11)及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの
- (2) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(18)までに掲げる内容のものを実施するもの

第4 事業の実施区域

- 1 第3の1から4までに掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農振農用地区域」という。)のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する農地

するものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(5)、(6)、(8)の「ア」から「エ」まで及び(9)の「イ」並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(3)まで及び(17)に掲げる内容のものを実施するもの
- (2) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(4)まで、(7)、(8)の「オ」及び「カ」並びに(9)の「ア」、「ウ」及び「エ」並びに定率助成の事業種類の欄の(4)から(8)までに掲げる内容のものを実施するもの
- (3) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(11)から(13)までに掲げる内容のものを実施するもの
(新設)

(新設)

第4 事業の実施区域

- 1 第3の1から4までに掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農振農用地区域」という。)のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する農地

中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域（以下「重点実施区域等」という。）であるものとする。ただし、重点実施区域等及び重点実施区域等以外の区域の一体的な整備により農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を効率的かつ効果的に進める場合等、重点実施区域等以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。

- 2 第3の2から4までに掲げる事業については、農振農用地区域のうち実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）が作成された地区及び人・農地プランの具体的な進め方についての5（1）に基づく工程表が公表された地区（令和3年度までの採択に限る。以下「人・農地プラン実質化区域等」という。）についても事業の実施区域とすることができる。

3 （略）

4 第3の6に掲げる事業の実施区域は、1又は2に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域であるものとする。

（1）流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

（2）治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づ

中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域（以下「重点実施区域等」という。）であるものとする。ただし、重点実施区域等及び重点実施区域等以外の区域の一体的な整備により農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を効率的かつ効果的に進める場合等、重点実施区域等以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。

- 2 第3の2から4までに掲げる事業については、農振農用地区域のうち実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）が作成された地区及び人・農地プランの具体的な進め方についての5（1）に基づく工程表が公表された地区（令和3年度までの採択に限る。以下「人・農地プラン実質化区域等」という。）についても事業の実施区域とすることができる。

3 （略）

（新設）

き締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

(3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

5 第3の7に掲げる事業の実施区域は、1又は2に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。

6 (略)

第5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 第3の1、2及び4から7までの事業にあつては次のとおりとする。
(1)～(5) (略)
- 2 (略)

第6 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 地域内農地集積型
(1)・(2) (略)
(3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
(4)～(6) (略)
- 2 高収益作物転換型
(1)・(2) (略)
(3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
(4)～(7) (略)
- 3 (略)
- 4 スマート農業導入推進型
(1)・(2) (略)
(3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
(4)～(6) (略)
- 5 病虫害対策型
(1) 第13の病虫害対策計画を作成していること。
(2) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
(3)・(4) (略)
(5) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

(新設)

4 (略)

第5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 第3の1、2、4及び5の事業にあつては次のとおりとする。
(1)～(5) (略)
- 2 (略)

第6 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 地域内農地集積型
(1)・(2) (略)
(3) 第14の農地耕作条件改善計画を作成していること。
(4)～(6) (略)
- 2 高収益作物転換型
(1)・(2) (略)
(3) 第14の農地耕作条件改善計画を作成していること。
(4)～(7) (略)
- 3 (略)
- 4 スマート農業導入推進型
(1)・(2) (略)
(3) 第14の農地耕作条件改善計画を作成していること。
(4)～(6) (略)
- 5 病虫害対策型
(1) 第13の病虫害対策計画を作成していること。
(新設)
(2)・(3) (略)
(新設)

6 水田貯留機能向上型

- (1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- (2) 第14の水田貯留機能向上計画を作成していること。
- (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること。
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

7 土地利用調整型

- (1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- (2) 第15の土地利用調整計画を作成していること。
- (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること。
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

第7～第11 (略)

第12 共同利用機器導入計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病虫害対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型において定率助成の事業種類の欄の(3)又は(12)により共同利用機器の導入を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた共同利用機器導入計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分(地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病虫害対策計画、水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画)

2～5 (略)

第13 (略)

第14 水田貯留機能向上計画

本事業において水田貯留機能向上型を実施しようとする者は、農村振興局

(新設)

(新設)

第7～第11 (略)

第12 共同利用機器導入計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型及びスマート農業導入推進型において定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた共同利用機器導入計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分(地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又はスマート農業導入推進計画)

2～5 (略)

第13 (略)

(新設)

長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた水田貯留機能向上計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 基盤の整備状況
- 3 水田貯留機能向上に向けた施設の導入イメージ
- 4 見込まれる水田貯留機能効果
- 5 その他必要な事項

第15 土地利用調整計画

本事業において土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた土地利用調整計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
- 3 事業概要
- 4 地域の農地区分
- 5 事業の活用イメージ
- 6 その他必要な事項

第16 農地耕作条件改善計画

本事業により地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画）
- 2・3 （略）

第17 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合
農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の1の農地中間管理機構との連携概要（人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合にあっては、農村振興局長等が別に定める書

(新設)

第14 農地耕作条件改善計画

本事業により地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型及び病害虫対策型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画 又は病害虫対策計画）
- 2・3 （略）

第15 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合
農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の1の農地中間管理機構との連携概要（人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合にあっては、農村振興局長等が別に定める書

類。以下同じ。)、第8、第9又は第11から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画及び農地耕作条件改善計画(以下「事業計画等」という。)を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に事業採択申請書及び事業計画等(以下「採択申請書等」という。)を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできるとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(2)～(4) (略)

2～7 (略)

第18 事業達成状況の報告

1 第3の1、2及び4から7までの事業の事業実施主体は、事業の完了後、農村振興局長等が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

2 (略)

3 1の事業達成状況の報告及び改善計画の提出については、以下のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、当該事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

なお、農地中間管理機構の代表者は、第17の2により採択された事業について、第17の1により採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出することとし、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するもの

類。以下同じ。)、第8、第9、第11、第12、第13又は第14により作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画及び農地耕作条件改善計画(以下「事業計画等」という。)を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。)に事業採択申請書及び事業計画等(以下「採択申請書等」という。)を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできるとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(2)～(4) (略)

2～7 (略)

第16 事業達成状況の報告

1 第3の1、2、4及び5の事業の事業実施主体は、事業の完了後、農村振興局長等が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、高収益作物転換型を実施する場合は、高収益作物転換促進計画の目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

2 (略)

3 1の事業達成状況の報告及び改善計画の提出については、以下のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、第15の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、当該事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

なお、農地中間管理機構の代表者は、第15の2により採択された事業について、第15の1により採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出することとし、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するもの

とする。

(2) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、[第17の2](#)により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、[第17の2](#)により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に報告し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業達成状況報告書を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(4) (略)

4 (略)

5 第4の2の人・農地プランの具体的な進め方についての5(1)に基づく工程表が公表された地区で事業を実施する場合は、事業実施主体は、[令和5年3月末](#)までに当該地区の実質化された人・農地プランを第3の2 [及び4から7まで](#)の事業にあっては地方農政局長等に、第3の3の事業にあっては農産局長に提出するものとする。

[第19](#) (略)

[第20](#) その他

1 (略)

2 第7から[第18](#)までの規定に基づき作成、提出又は報告すべき事業計画等、事業採択申請書その他の関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

[第21](#) (略)

とする。

(2) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、[第15の2](#)により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、[第15の2](#)により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に報告し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業達成状況報告書を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(4) 略

4 (略)

5 第4の2の人・農地プランの具体的な進め方についての5(1)に基づく工程表が公表された地区で事業を実施する場合は、事業実施主体は、[令和4年3月末](#)までに当該地区の実質化された人・農地プランを第3の2、[4及び5](#)の事業にあっては地方農政局長等に、第3の3の事業にあっては農産局長に提出するものとする。

[第17](#) (略)

[第18](#) その他

1 (略)

2 第7から[第16](#)までの規定に基づき作成、提出又は報告すべき事業計画等、事業採択申請書その他の関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

[第19](#) (略)

別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(略)		
	(9) 更新整備		(略)
	(略)		
	エ 畦畔	ハード	畦畔の更新
	オ 排水口	ハード	排水口への柵の据付
	カ 特認事業	(略)	(略)
	(10) 条件改善推進費	(略)	権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合
(略)			
2. 定率助成	(略)		
	(11) 粗放的農地利用整備	ハード	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等
	(12) 管理省力化支援	ハード	水管理労力省力化、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入
	(13)～(18)	(略)	(略)

別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(略)		
	(9) 更新整備		(略)
	(略)		
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	エ 特認事業	(略)	(略)
	(10) 条件改善推進費	(略)	権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入
(略)			
2. 定率助成	(略)		
	(新設)	(新設)	(新設)
	(11) 管理省力化支援	ソフト	水管理労力省力化、維持管理労力省力化
	(12)～(17) (略)	(略)	(略)

附 則

- この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和3年度以前に採択された地区で、この通知による改正前の農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第3及び別表に基づく事業内容については、なお従前の例による。